

平成十四年八月七日受領
答弁第一八〇号

内閣衆質一五四第一八〇号

平成十四年八月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出「了解」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出「了解」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の文書は、厚生労働大臣からのいわゆる「医局からの医師の派遣」に関する見解の取りまとめを本年六月中に行うようにとの指示を受け、同月二十八日時点における当該見解として作成されたものであり、また、形式は別としてその内容及び加藤公一衆議院議員の議員会館内事務所への持参について厚生労働大臣の了解を得たものである。

一般に厚生労働省の職員が厚生労働大臣の了解を得て行った行為と厚生労働大臣の命令に基づいて行った行為とで、その行為の法的位置付けが異なるものではないと考える。